

報道関係各位

令和3年12月25日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ振興事業部

## 第1273回スポーツ振興くじの取扱いについて

第1273回スポーツ振興くじについて、以下の特定指定試合(プレミアリーグ)について、リーグのオフィシャルサイトにおいて、試合日程の延期が発表されています。

### 「バーンリーFC vs エヴァートン」

つきましては、その決定を踏まえまして、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第7条に基づき、**第1273回「mini toto A組」は不成立となりますので、同法第17条第3項に基づき対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。**

返還方法その他詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

お客様がお買い上げになりましたスポーツくじチケットにつきましては、返還の際に必要となりますので、保管くださいますようお願いいたします。

#### \* 第1273回スポーツ振興くじにおいて中止が決定した特定指定試合

プレミアリーグ

「リヴァプール vs リーズ・ユナイテッド」

「ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ vs ワトフォード」

「バーンリーFC vs エヴァートン」

EFL チャンピオンシップ

「バーンズリー vs ストーク・シティ」

「カーディフ・シティ vs コヴェントリー・シティ」

「フラム vs バーミンガム・シティ」

「ミルウォール vs スウォンジー・シティ」

「ピーターボロ vs レディング」

#### \* 第1273回スポーツ振興くじにおいて「不成立」が決定したくじ種

「mini toto A組」、「totoGOAL3」、「BIG」、「MEGA BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律(抄)

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(特定指定試合の結果等の確認等)

第五条の二

2 前項の規定により特定指定試合の結果等を確認する場合において、その特定指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一 第三条第一項の期日又は期間に特定指定試合等が開始されなかったとき。

第七条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める数は、法第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が一であるものにあつては、一とするほか、実施するスポーツ振興投票の区分に応じ、文部科学大臣が別に定める数とする。

2 法第十七条第一項の文部科学省令で定める事由は、センターが、第三条第一項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき又は指定組織が公表し、又は照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したときとする。

○スポーツくじ約款(抄)

(各等の種類)

第11条

4 指定試合等の開催が、最低成立試合数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合の、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第五条第一項及び第三項ただし書並びに第五条の二第2項の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものとして取り扱います。

【参考2】 スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ			非予想系くじ			
	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/ 100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	9試合 (4試合中止まで)	3試合 (2試合中止まで)	2試合 (1試合中止まで)	10試合 (4試合中止まで)	8試合 (4試合中止まで)	8試合 (3試合中止まで)	6試合 (3試合中止まで)

(参照条文) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項